

深川市農業委員会総会議事録
(第 4 回)

平成30年7月26日

開 会 1 2 時 2 6 分

閉 会 1 2 時 5 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	—	○
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	—	○
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第4回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成30年7月26日(木) 12時26分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外24名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

矢櫃局長

開会宣言(12時26分)

定刻前ではありますが出席予定者が全員揃いましたので只今から平成30年度第4回深川市農業委員会総会を開催します。昨日、星野委員、安村委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。

菊入会長

皆さんお忙しい中大変ご苦労さまでございます。7月に入ってからの雨によって、ここ北空知も被害を受けましたが被害を受けられた方には遅ればせながらお見舞いを申し上げます。また北海道だけでなく中国地方などでも被害に遭われた方がいらっしゃいます、併せてお見舞いを申し上げます。この後、義援金のことについての話があるというふうに向っておりますのでよろしく願いいたします。また海の日を過ぎたあたりからやっと北海道も夏らしい天候になりまして、6月から7月にかけての低温長雨による被害もこれらの天候によって回復し、出来秋が豊作になることを願っているところであります。

今日は北空知農業委員会連絡協議会主催により研修会がありますので、早速議事に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

25番野上委員、27番曾我部委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。

矢櫃局長

それでは私から6月28日の総会以降本日の総会前までの主な業務についてご報告申し上げます。6月28日、第3回農業委員会総会をこの場で開催しております。29日、きたそらち農協営農センターにおきましてスローフードフェスタ第1回実行委員会が開催され会長が副実行委員長として出席し私も委員として出席しております。終了後、引き続き同会場におきまして秋の味覚市&こめっち新米フェスタ第1回実行委員会が開催され会長と私が出席しております。

7月に入りまして5日、出合い創出事業実施団体情報交換会がこの場所において開催され私と田所主事が出席しております。6日、深川市農村青年部主催による元気が出る有志の集いがきたそらち農協本所で開催され会長と私が出席しております。11日、拓殖大学北海道短期大学主催により北空知農業振興談話会が開催され主幹が出席しております。同日、一般社団法人北海道農業会議会長であり、かつ空知農業委員会連合会会長であります多田正光月形町農業委員会会長と空知農業委員会連合会事務局の加藤弘光月形町農業委員会事務局長がお見えになり、市役所応接室にて今後の空知農業委員会連合会のスケジュール等について説明を受け菊入会長と私が対応したところです。12日、13日の日程で北海道農業協同組合中央会と北海道農業会議が共催する 農業者年金業務担当者地区別研修会が札幌市で開催され畑山主査が参加しており、また18日、19日の日程で旭川

	<p>市においても同研修会が開催され主幹が参加しております。13日、農地中間管理機構事業担当者会議が岩見沢市にて開催され河崎主任が出席しております。14日、川中裕様旭日双光章受章祝賀会がプラザホテル板倉において開催され会長が出席しております。18日、きたそらち農協営農センターにてスローフードフェスタ第2回実行委員会が開催され会長が副実行委員長として出席し私も委員として出席しております。終了後、引き続き同会場におきまして秋の味覚市&こめっち新米フェスタ第2回実行委員会が開催され会長と私が出席しております。24日、農地特別委員会を市役所東会議室にて開催しております。26日、農業委員連絡会役員会をこの場にて開催しております。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。</p>
伊藤委員長	<p>(1) 農地特別委員会開催結果報告を伊藤委員長から報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>報告が終わりましたが質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。</p>
菊入会長 古村主幹	<p>日程第4、特別委員会委員の選任を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>特別委員会委員の選任につきましては深川市農業委員会会議規則第10条第2項におきまして、特別委員会の委員は総会において選任し、その定数は会長が総会に諮って定め、と規定されておりますので、今年度は別紙配付のとおり選任について提案させていただきたいと思っております。なお、委員長等の互選につきましては総会終了後の特別委員会において決定していただきたいと思います。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>事務局より説明がありましたとおり特別委員会委員の選任について異議ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは説明のとおり決定いたします。また、総会終了後に各特別委員会を開催し、委員長並びに委員長代理の互選等を行なってください。</p>
菊入会長	<p>日程第5、報告に入ります。</p>
田所主事	<p>はじめに、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明願います。</p> <p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。</p> <p>今月は7件です。番号1番は貸主が転用するための解約、番号2番と3番は借主の経営移譲のための解約、番号4番から7番までは貸主が貸付地を公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については番号1番から3番までは平成30年7月2日、番号4番から7番までは平成30年7月10日です。</p> <p>解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。</p>
田所主事	<p>続いて、報告第2号調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p> <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p>

<p>菊入会長</p>	<p>今月は9件で、番号1番と2番が賃貸借に係るあっせん申し出で、番号3番から9番までが売買に係るあっせん申し出です。このうち番号6番から9番までが北海道農業公社への売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から5番までが平成30年7月2日、番号6番から9番までが平成30年7月10日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第3号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
<p>畑山主査</p>	<p>農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り農業者年金基金へ提出いたしましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件で新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第4号農業者年金経営移譲年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
<p>畑山主査</p>	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、記載の方から農業者経営移譲年金裁定請求書を受取り農業者年金基金へ提出しましたので報告いたします。</p> <p>今月は2件で、番号1番は後継者への使用貸借による経営移譲をした案件、番号2番は第三者への売買により経営移譲をした案件となっています。</p> <p>基金への提出年月日、支給年月、基準日面積、経営移譲面積等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第4号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第5号現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p>
<p>大西調査員</p>	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり確認のうえ交付をしましたので報告いたします。</p> <p>今月は4件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は全件地目変更のためです。</p> <p>番号1番は平成14年8月21日付で、また番号3番は昭和55年7月7日付でいずれも農地法第5条の転用許可を受けており、農業委員会内規2-(1)-アの法5条の許可があり転用目的等が完了している場合に基づき会長専決により、番号1番は雑種地として、また番号3番は宅地として交付しております。番号2番は本年6月日不詳から畑として利用しており、また番号4番は年月日不詳から田として利用しており、いずれも農業委員会内規2-(1)-クの公簿地目が非農用地の土地について農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、会長専決により番号2番は畑として、また番号4番は田として交付していません。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第5号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で申請地及び申請人氏名、理由、譲受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番は譲渡人が高齢で耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。</p> <p>以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしておりますが周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出があったものうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は4件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この4件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっております。</p> <p>買入れ協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は7件で、番号1番から3番までが売買の案件、番号4番から7番までが賃貸借の案件です。番号1番は契約期間満了により返還された農地、貸付地、残地を併せて売買するもので資金対応はL資金です。番号2番は契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号3番は貸付地をそのまま受け手に売買するとともに出し手の残地も併せて処分するもので資金対応は自己資金です。番号4番以降は賃貸借の案件です。番号4番は契約期間満了により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は10年間です。番号5番は出し手の経営合理化のため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は5年間です。番号6番と7番は農地売買支援事業の事業参加者の変更で期間はいずれも残期間の5年間です。</p>

菊入会長	<p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております。これらの内容は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。ここで本議案中の番号1番と2番で清水義博委員、番号5番で小倉委員の議事参与を制限します。</p> <p>それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転等の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は譲受人が一般住宅を建築するもので譲渡人がこれに賛同したものです。転用申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域内にあり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により3種農地に該当し許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第5号深川市農業振興地域整備計画書の変更について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき深川市農業振興地域整備計画書の変更について、深川市長から同法施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められたので審議をお願いいたします。</p> <p>変更内容といたしましては農用地区域からの除外となっております。除外する土地及び内容につきましては記載のとおりです。深川市農業振興地域整備計画の変更に係る意見といたしましては、先ほど農地特別委員会開催結果報告でも説明がありました。今回の変更案については植林転用の希望地及び過去に農業委員会において現況の調査をした結果、耕作不適地と判断した箇所であり、農用地区域からの除外が適当であるため、この深川市農業振興地域整備計画の変更については適当であると認めるといえるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩いたします。農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会 12時51分から12時53分まで)</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。</p> <p>議案第5号について説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p>

以上で議事はすべて終わりましたので平成30年度第4回深川市農業委員会総会を終了します。

(総会終了 12時55分)